



福島医発第 1396 号 (総)
平成 29 年 8 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

健康食品の摂取による薬物性肝障害の注意喚起について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ独立行政法人国民生活センターより別添のとおり通知が参りました。

今般、国民生活センターにおいて、「健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがある」との報道発表があり、広く国民に注意喚起が行われたものです。

本発表は、平成 29 年 6 月 23 日付 (福島医発第 874 号 (地)) にて通知しております、「医師からの事故情報受付窓口」より得られた情報をもとに、健康食品による薬物性肝障害の情報が取りまとめられ、この窓口 (愛称: ドクターメール箱) は、平成 26 年度に医師が国民生活センターにホームページや FAX にて直接情報提供できるように設置されたものです。

また、本発表においては、日本医師会で実施している「健康食品安全情報システム」事業より得られた情報等について情報提供が行われ、今般の注意喚起に資するものとして、掲載されております。

なお、日本医師会では、健康食品による健康被害について「健康食品安全情報システム」事業を立ち上げ、全国の会員医師に情報提供をお願いするとともに、健康食品に関する国民向け・医師向けのポスター等の制作・配布を行っております。

つきましては、貴会におかれましても、引き続き「健康食品安全情報システム」事業への情報提供をお願いするとともに、本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

- ・ 国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」
http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html
- ・ 日本医師会「健康食品安全情報システム」事業 (会員限定メンバーズルーム内)
<http://www.med.or.jp/mshoku/>
- ・ 日本医師会「健康食品」・サプリメントについて (国民向けページ)
<http://www.med.or.jp/people/info/knkshoku/000709.html>

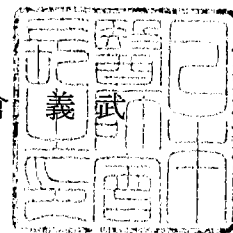
小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

日医発第 460 号 (地 I 116)
平成 29 年 8 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉



健康食品の摂取による薬物性肝障害の注意喚起について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、国民生活センターより「健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります。」の報道発表がなされ、広く国民に注意喚起を行ったことについて、本会に対して情報提供がありました。

今般の発表は、本会からも平成 29 年 5 月 11 日付文書 (地 I 48) 等で貴会宛にご案内している、「医師からの事故情報受付窓口」(愛称: ドクターメール箱) より得られた情報をもとに、健康食品による薬物性肝障害の情報を取りまとめられ、消費者に対し注意喚起が行われたものであります。

また、この発表においては、本会からも国民生活センターに対し情報提供を行いました。提供した情報については、本会が実施し、全国の会員医師より情報提供をいただいている「健康食品安全情報システム」事業より得られた情報等について、今般の注意喚起に資するものとして提供し、掲載いただいております。

消費者庁と国民生活センターは、商品やサービスによる消費者事故を防止するため、様々な機関から事故情報を収集しており、その一環として、医師が国民生活センターにホームページや F A X にて直接情報提供できる窓口 (愛称: ドクターメール箱) が平成 26 年度に設置されました。

(http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html)

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下会員への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、日本医師会では、健康食品から生じる健康被害について「健康食品安全情報システム」事業を立上げ、全国の会員医師に情報提供をお願いするとともに、



健康食品に関する国民向け・医師向けポスター等の製作・配布を行ってまいりました。引き続き本事業へのご協力並びに貴会管下会員への周知につき、ご高配を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

<各ウェブページのアドレス>

- ・ 国民生活センター「医師からの事故情報受付窓口」

http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html

- ・ 日本医師会「健康食品安全情報システム」事業（情報提供入力フォームあり）

<http://www.med.or.jp/mshoku/> （会員限定メンバーズルーム内）

- ・ 日本医師会「健康食品」・サプリメントについて（国民向けページ）

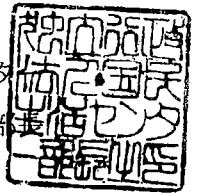
<http://www.med.or.jp/people/info/knkshoku/000709.html>

29 独国生商第 76 号

平成 29 年 8 月 3 日

公益社団法人日本医師会長 殿

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部



健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります
ー『医師からの事故情報受付窓口』からー』について（情報提供）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、
日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「健康食品による薬物性肝障害にご注意くださいー『医師からの
事故情報受付窓口』からー」をテーマに調査・分析を行ったところ、別添（8 月 3 日公表資料）
の内容で結果がまとまりましたので情報提供いたします。

なお、情報提供は下記の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

情報提供先

消費者庁消費者安全課	(法人番号5000012010024)
消費者庁食品表示企画課	(法人番号5000012010024)
内閣府消費者委員会事務局	(法人番号2000012010019)
内閣府食品安全委員会事務局	(法人番号2000012010019)
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室	(法人番号 6000012070001)
公益社団法人日本薬剤師会	(法人番号3011105005376)
一般社団法人日本肝臓学会	(法人番号7010005003692)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号9010005018680)
日本チェーンドラッグストア協会	(法人番号なし)
公益財団法人日本健康・栄養食品協会	(法人番号6011105004953)

報道発表資料

平成29年8月3日

独立行政法人国民生活センター

健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります

－「医師からの事故情報受付窓口」から－

消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」。以下、「ドクターメール箱」とします。）^(注1)を国民生活センターホームページ上に開設しています。

ドクターメール箱には、2017年7月20日までに179件の情報が寄せられており、そのうち9件は健康食品^(注2)の摂取による「薬物性肝障害」と診断された情報でした^(注3)。

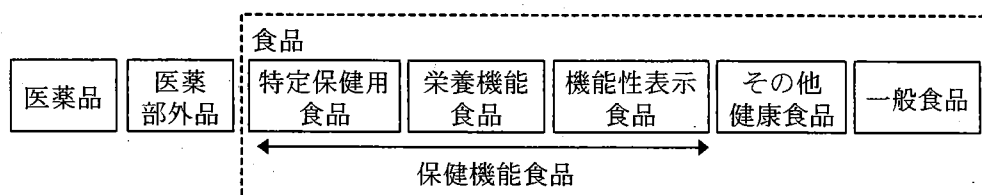
薬の副作用の一つに、薬の服用により肝臓の機能が障害される薬物性肝障害があり、健康食品等でも発症することがあります。発症頻度はまれですが、重症化する場合もあります。

そこで、ドクターメール箱に寄せられた健康食品による薬物性肝障害の情報を取りまとめ、消費者に注意喚起することとしました。

なお、公益社団法人日本医師会の「健康食品安全情報システム」事業^(注4)には、健康食品による薬物性肝障害の情報が2006年11月から2017年6月までの10年8カ月の間に27件寄せられています（詳細は「4. 参考資料」（2）参照）。

（注1）「医師からの事故情報受付窓口」（http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html）

（注2）本報告書において、健康食品は、保健機能食品とその他健康食品を指します（下図）。



※消費者庁パンフレット「消費者の皆様へ 機能性が表示されている食品を購入する際は、キャッチコピーだけではなく、パッケージの表示をしっかりと確認しましょう！」を参考に作成。

(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_161004_0005.pdf)

（注3）件数は本件のために特別に事例を精査したもの。

（注4）患者からの相談や日常の診療から知り得た健康食品による健康被害に関する情報を医師から収集し、診療の現場に還元して役立てるために公益社団法人日本医師会が実施している事業。

1. 情報の概況

患者は全て40歳代以上で、50歳代が半数以上（5件）を占めており、女性が7件、男性が2件でした。全ての事例が経過観察も含めて1カ月以上医療機関を受診しており、3件は入院治療を受けていました。また、3件は健康食品と医薬品・医薬部外品を併用していたという情報でした。

2. 主な情報

【情報1】通販で購入した特定保健用食品の粉末青汁を1回飲用し、薬物性肝障害の重症

通販で購入した特定保健用食品の粉末青汁を脂質異常症の改善を目的に1回飲用したところ、腹部に不快感あり。13日後に寒気、15日後に頭痛。同日、検診にて肝細胞の異変を示すAST（注5）：858 U/L、ALT（注5）：1090 U/Lと値が高く肝障害を認めた。そのため、当院を受診し、そのまま34日間入院となった。なお、今までに肝障害の指摘を受けたことはなかった。

（受診年月：2017年1月、50歳代・女性）

【情報2】知人に勧められたサプリメントの摂取を続けたところ、薬物性肝障害の重症

倦怠感、褐色尿、皮膚の黄染を訴えて当院を受診した。血液検査で、黄疸を示すビリルビン（注6）や、肝臓や胆道の病気の変化を示す肝胆道系酵素の値の上昇が認められたため、急性肝障害と診断した。なお、他の検査結果から、ウイルス感染症や自己免疫疾患などによる肝障害の可能性は低いと考えられた。患者は、2～3カ月前頃から、知人に勧められた3種のサプリメントを使用しており、摂取を中止したところ、ビリルビンや肝胆道系酵素の値は減少した。サプリメント3種に対して血液検査（リンパ球刺激試験（注7））を施行したところ、3種全てで陽性となり、薬物性肝障害と診断し、1カ月強の入院となった。

（受診年月：2015年5月、70歳代・女性）

【情報3】健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症

飲酒後二日酔いがあり、翌日に尿が濃いことを自覚して近くのクリニックを受診した。同クリニックの血液検査でAST：3836 U/L、ALT：2869 U/Lと上昇が認められた。それまでに検診で肝機能異常を指摘されたことはなかった。当科の検査により、アルコールの影響でよくみられる肝炎ではなく、摂取していた健康食品（摂取期間不明）が原因の薬物性肝障害と考えられた。健康食品の摂取を中止し、安静臥床で経過をみたところ、再発悪化は認められなかった。その後、外来に移行し、1カ月以上経過観察を行った。

（受診年月：2014年10月、40歳代・女性）

【情報4】10年前から摂取している健康食品と総合感冒薬により薬物性肝障害を発症

10年前から健康維持のため数種の健康食品を摂取していた。今月、総合感冒薬を1日分摂取し、その約2週間後に腹部の不快感があったため、近くの病院を受診した。その病院でAST、ALTともに400 U/L台と上昇がみられ、精査加療目的のため当院の紹介となった。血液検査したところ、使用していた健康食品の1種と総合感冒薬が原因と考えられた。その後、使用の中止の

みで改善したが、治療期間は、経過観察を含め1カ月以上となった。なお、同じ感冒薬は以前も服用したことがあるが、問題はなかった。

(受診年月：2012年2月、50歳代・女性)

(注 5) AST (GOT とも言う) と ALT (GPT とも言う) はともに肝臓に多く含まれるアミノ酸を作る酵素で、肝細胞が破壊されると血液中に漏れ、数値が高くなる。肝炎や脂肪肝、肝臓がんなど、主に肝臓病を発見する手がかりとなる。基準範囲は、AST：10～35 U/L、ALT：5～30 U/L。(参考：公益社団法人日本医師会ホームページ「健康の森」)

(注 6) ビリルビンはヘモグロビンから作られる色素で、胆汁の成分。黄疸になると体が黄色くなるのはビリルビン色素が増加するため。(参考：公益社団法人日本医師会ホームページ「健康の森」)

(注 7) 薬物によるリンパ球刺激テスト。アレルギー性発症機序の場合に陽性となることがある。(参考：「重篤副作用疾患別対応マニュアル 薬物性肝障害」(平成 20 年 4 月、厚生労働省))

3. 消費者へのアドバイス

健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあります。「倦怠感」「食欲不振」「発熱」「黄疸」「発疹」「吐き気・おう吐」「かゆみ」などの症状がみられ、症状が持続する場合は、摂取をやめてすみやかに医療機関を受診しましょう

健康食品の摂取による薬物性肝障害の多くは自身の体質によるもので、年齢・性別を問わず誰でも発症する可能性があります。

発症頻度はまれですが、重症化してしまうこともありますので、「倦怠感」「食欲不振」「発熱」「黄疸」「発疹」「吐き気・おう吐」「かゆみ」等の症状がみられ、症状が持続する場合は、摂取をやめてすみやかに医療機関を受診してください。受診する際は、商品やパッケージを持参するなどして、商品に関する情報(商品名、メーカー名、原材料等)を正確に伝えるようにしましょう。また、一緒に服用している医薬品等がある場合は、その情報も併せて伝えましょう。

○情報提供先

消費者庁消費者安全課	(法人番号5000012010024)
消費者庁食品表示企画課	(法人番号5000012010024)
内閣府消費者委員会事務局	(法人番号2000012010019)
内閣府食品安全委員会事務局	(法人番号2000012010019)
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室	(法人番号6000012070001)
公益社団法人日本医師会	(法人番号5010005004635)
公益社団法人日本薬剤師会	(法人番号3011105005376)
一般社団法人日本肝臓学会	(法人番号7010005003692)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号9010005018680)
日本チェーンドラッグストア協会	(法人番号なし)
公益財団法人日本健康・栄養食品協会	(法人番号6011105004953)

本件問い合わせ先

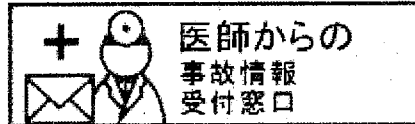
商品テスト部：042-758-3165

●ドクターメール箱について

ドクターメール箱に寄せられた情報は、消費者への注意喚起や事業者への製品改善の働きかけなど、事故の再発・拡大防止に向けた検討・取組に活用します。

食品等の摂取や、製品・施設・役務の利用により、生命・身体に被害を受けたという患者さんが受診された場合は、積極的な情報提供をお願いいたします。

国民生活センターホームページのトップページ下部にあるバナー「医師からの事故情報受付窓口」をクリックし、フォームに入力して情報を送信してください。



国民生活センターホームページ : <http://www.kokusen.go.jp>

入力フォーム : http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html

4. 参考資料

(1) 医師からのアドバイス

帝京大学医学部長、内科学講座主任教授
日本内科学会理事
日本肝臓学会副理事長
滝川一 先生

医薬品や健康食品の使用が原因で、肝臓の機能が障害される薬物性肝障害を発症することがあります。多くは自身の体質に依存して起こる特異体質によるもので、年齢、性別を問わず誰でも発症する可能性があります。また、使用期間に関しても長期間（1年程度）の使用で発症するケースもみられます。

薬物性肝障害の発症は非常にまれであり、多くの場合は使用を中止すると軽快します。しかし、劇症化してしまい死に至った症例もあります。

一般用医薬品や健康食品は、ドラッグストアやインターネットで容易に購入・使用することができるものですが、使用する場合は、薬物性肝障害のような副作用が起こることがあるということを認識しておく必要があります。

特異体質による薬物性肝障害の発症を予測することは困難ですが、アレルギーのある人、肝臓に疾患がある人、長年に渡る飲酒の習慣がある人などは、健康な人よりも薬物性肝障害を起こしやすいとも言われています。海外では、お茶などから抽出したカテキンを多く含む健康食品で薬物性肝障害を発症したとの報告が多くあり、食経験の有無も関係していると考えられています。また、一度、薬物性肝障害になったことのある人が、その原因となった医薬品や健康食品を再度使用すると、より重篤な肝障害を発症する可能性があります。

医薬品や健康食品を使用していて、以下のような症状が1つあるいは複数みられ、症状が持続する場合は、直ちに使用を中止し、医療機関を受診してください。受診の際は、医師に医薬品や健康食品を使用していることを伝え、商品やそのパッケージを持参するなどして商品に関する情報（商品名、メーカー名等）も正確に伝えてください。

<初期症状の例>

- ・「倦怠感」
- ・「食欲不振」
- ・「発熱」
- ・「黄疸」
- ・「発疹」
- ・「吐き気・おう吐」
- ・「かゆみ」

※参考：「重篤副作用疾患別対応マニュアル 薬物性肝障害（平成20年4月）」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/11/dl/tp1122-1i01.pdf>

【2017年6月】

(2) 公益社団法人日本医師会「健康食品安全情報システム」事業に寄せられた情報

同システムには、健康食品による肝障害の情報が2006年11月から2017年6月までの10年8カ月で27件、漢方等の一般用医薬品による肝障害の情報が2件寄せられています。

主な症例は以下のとおりです。

【症例1】

ボルトジンユの「健康ハーブ茶」を園芸店で購入し、煎じる等して服用し始めた。2カ月後、黄疸を自覚し、かかりつけ医に相談し検査を行ったところ、高度肝機能障害が判明した（AST：653 U/L、ALT：612 U/L等）。ボルトジンユの「健康ハーブ茶」の服用を中止し、10日間の入院加療ののち、通院にて経過観察を行い、回復に至った。

日本医師会内委員会にて、提供いただいた各種情報をもとに、ボルトジンユによる肝障害と判定した。なお、調査の途上で、インターネットの販売ページに糖尿病治療を強くほめめかす記載があったことから、厚生労働省に医薬品医療機器等法上の対応を要請した。

（情報受付年月：2017年4月、70歳代・女性）

【症例2】

健康食品9種類とビタミン剤1種類を服用していた。大量腹水、軽度の黄疸の症状があり、急性肝不全（非昏睡型）、急性肝不全等となり、未回復である。日本医師会内委員会では、利用している健康食品の数が多すぎるため、判定を実施できなかった。

（情報受付年月：2014年1月、70歳代・女性）

【症例3】

ウコン末（春・秋）とクルクミンの健康食品を摂取していた。胃部の不快感と黄疸（総ビリルビン24.72 mg/dL等）、劇症肝炎（PT34.2%、AST：1906 U/L、ALT：2518 U/L）となったため、肝移植の可能性もあり大学病院へ転院させた。

（情報受付年月：2011年6月、50歳代・男性）

日本医師会では、健康食品による肝障害等の情報提供について、2017年7月10日に会員宛の周知を行っています。

また、ウコンによる肝障害の報告が多く寄せられたことから、ウコン等を含む健康食品の摂りすぎに注意を促すポスターを作成して全会員医師に配布し、待合室での掲示等による啓発を目指すといった活動を行っています。

- 「健康食品」やサプリメントを摂りすぎていませんか？「ウコンについて」

（公益社団法人日本医師会）

<http://dl.med.or.jp/dl-med/knkshoku/poster2.pdf>

「健康食品安全情報システム」事業について

会 員 各 位

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の会務にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて本会では、平成23年4月より、会員の先生方のご協力を賜り、「健康食品安全情報システム」事業を実施しております。

いわゆる「健康食品」による健康被害には様々な課題があり、エビデンスの蓄積、診療現場からの情報収集、地域医師会や医師に対する情報提供、国民への啓発・広報活動が重要です。

本事業は、先生より、患者さんからの相談や日常の診療から知り得た健康食品による健康被害に関する情報をご提供いただき、本会において検討の上、対応策等を診療の現場に還元して役立ててもらうことによって、かかりつけ機能を推進することを趣旨としております。

先生におかれましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、本事業へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年11月

日本医師会長 横 倉 義 武

問合せ先

日本医師会地域医療第1課 青木、土屋
〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16
TEL 03-3942-6137 FAX 03-3946-2140
E-Mail shoku@po.med.or.jp

「健康食品安全情報システム」事業の説明

【情報の提供】

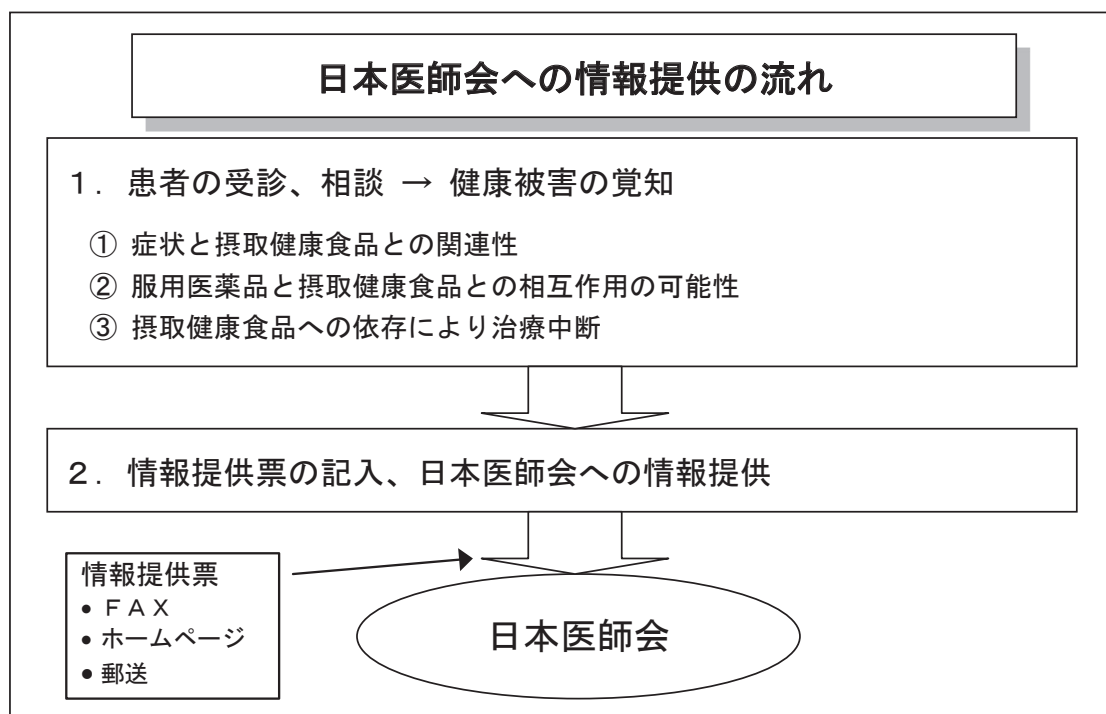
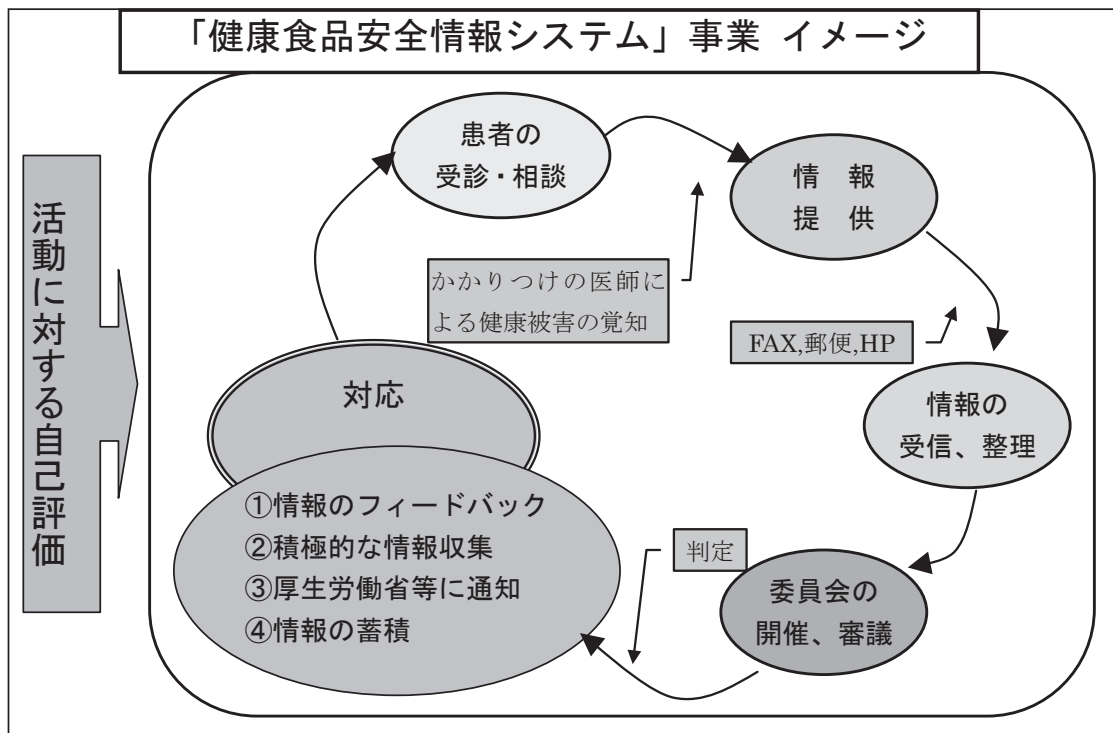
先生が、来院した患者さんの受診や相談に応じた際、健康食品による以下の健康被害を覚知したときには、同封の情報提供票に必要事項をご記入の上、日本医師会宛に送信してください。

なお、Web上からの情報提供も可能です（本会ホームページメンバーズルーム（会員向けサイト）<http://www.med.or.jp/japanese/members/>）より。（日本医師会専用 ID、パスワードが必要です）。

- ① 患者さんの症状が、摂取した健康食品と何らかの関連の可能性がある、または関連が否定できないと思われる場合
- ② 患者さんの服用している医薬品と摂取した健康食品との間に相互作用の可能性がある、または相互作用が否定できないと思われる場合
- ③ 宣伝文句を過信した患者さんが、摂取した健康食品に依存してしまい、治療や医薬の服用を中断するなどの具体的な弊害が生じている場合

この情報提供は、健康被害の確証を得ることができない疑いの段階でもかまいません。

- ※1 いただいた情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。先生や患者さんの個人情報保護についても、本会の規定に基づき万全を期します。
- ※2 いただいた情報を基に作成する警告や注意報等につきましては、健康食品会社等への風評被害といった法的リスクなど、先生にご迷惑がかかることがないよう努めます。



ご不明の点やご要望等がありましたら、日本医師会地域医療第1課（TEL 03-3942-6137 担当：青木・土屋）までご連絡ください。

また、本会ホームページメンバーズルーム（会員向けサイト）<http://www.med.or.jp/japanese/members/>にて本事業の説明をしております。Web上からの情報提供も可能ですので、こちらもご利用いただければ幸いです。

「健康食品安全情報システム」事業の要旨

1. 情報の提供

本事業における本会の情報収集は、かかりつけの医師からの情報提供に依拠しております。

その対象となる情報は、いわゆる「健康食品」（特定保健用食品及び栄養機能食品を含みます）による健康被害に関するものです。

具体的な情報収集活動は、日常の診療（問診票や診療録）を通して一次的に行い、健康被害やその疑いを覚知したときに所定の情報提供票に記入して提供してください。

ご提供いただいた情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。先生や患者さんの個人情報保護についても、本会の規定に基づき万全を期します。

2. 情報の整理・蓄積・選択

先生からご提供いただいた情報の整理・蓄積に当たっては、日本医師会、「健康食品安全情報システム委員会」委員及び都道府県医師会における情報の共有を原則としています（先生よりお送りいただいた情報提供票は、ご所属の都道府県医師会にも転送いたします）。

その上で、日本医師会内に設置している「健康食品安全情報システム委員会」において、真正性、緊急性、重要性の観点から、いただいた情報に対する判定を行うことにしております。

3. 情報のフィードバック、注意喚起等の対応

「健康食品安全情報システム委員会」での判定を受け、日本医師会では、情報のフィードバックや注意喚起等の具体的な対応を検討する仕組みです。

また、必要に応じて、国民に対する周知・啓発活動を行う予定です。

4. 活動の自己評価

本事業の充実を図り、かかりつけの医師や国民の協力を得るため、その活動に関する自己評価を行うことにしています。

健康食品安全情報システム 情報提供票

年 月 日

※情報提供の際には個人情報保護法へのご配慮をお願い申し上げます。
いわゆる食中毒の場合は、所管の保健所に食中毒の届出を行って下さい。

1. 必須記入項目

(1) 患者さんの基礎情報

性 別	年 齢	身 長	体 重	妊 娠
男 女	代 半	約 cm	約 kg	有 無

※年齢は「30代後半」のような記載をお願いします。（個人の識別性の低減のため）

(2) 患者さんの症状など（該当する□に✓を入れてください）

①受診日と発現日	受診 年 月 日 / 発現 年 月 日
②基礎疾患 ・既往症	☐ あり（ ☐ なし（主訴が今回の健康食品による被害） ☐ 不明
③服用医薬品 （基礎疾患等・ OTC含む）	例・アスピリン 81mg 1日1回1T（12年11月1日～●年●月●日）
④今回の症状・ 異常所見・ 診断名等	
⑤-1. 症状等と当該健康食 品との関連性	☐ 健康食品の過剰摂取 ☐ アレルギー（ ☐ 有害成分含有（ ☐ 異物・不純物など品質の問題 ☐ 医薬品との相互作用（効果の減弱、症状の増悪など） （ ☐ 健康食品への過信による治療・投薬の中断 ☐ その他（
⑤-2. 症状等と健 康食品との関連性の エビデンス	☐ 医学的に強く推定 ☐ 医学的に推定 ☐ 関連性が否定できない ☐ 不明 ☐ 関連なし
⑥重篤度	☐ 死亡 ☐ 重篤 ☐ 中等度 ☐ 軽微 ☐ その他 自由記入欄（
⑦経過、転帰	☐ 回復 ☐ 軽快・寛解 ☐ 未回復 ☐ 死亡 ☐ 後遺症 自由記入欄（
以上のご判断に至っ た根拠等	

（書ききれない場合は別の紙を使用して下さい）

(3) 患者さんの摂取健康食品（わかる範囲でご記入ください）

①健康食品名・メーカー名・主な成分・量など	できれば健康食品の説明書きや箱のコピーを FAX 等にてお送りください。		
②健康食品の摂取目的・動機	☐ ダイエット・美容 ☐ 治療（	☐ 健康の保持・増進 ☐ 不明・その他（	☐ 疾病の予防 ☐ 訪販
③健康食品の入手方法	☐ 店頭購入 ☐ 個人輸入	☐ （ネット）通販 ☐ 不明・その他（	☐ 訪販
④摂取状況	摂取期間： 年 月 日～ 年 月 日、一日摂取量：		

2. その他アンケート（任意）

- (1) その患者さんは、自分をかかりつけ医にしている ☐はい ☐いいえ
- (2) 患者さんがその健康食品を摂取していることを知ったきっかけ
☐患者が自発的に相談したので ☐問診票で ☐患者の症状で
☐その他（
- (3) 患者さんは、その健康食品を摂取していることを伏せていた ☐はい ☐いいえ
- (4) 医師・医学博士や「医師」に類似した肩書きの持ち主が、その健康食品の販売者や推奨者になっている ☐はい ☐いいえ ☐わからない
- (5) 貴院では問診票で健康食品の摂取を確認している ☐はい ☐いいえ

3. 自由記入欄（本情報システムへの質問・意見・要望等も含む）

--

貴院の名称・医師名	ご連絡先	患者さんの 受診診療科
	TEL (メール)	

ご協力ありがとうございました。患者さんの健康食品の摂取前後の検査データ等もお送りいただければ幸いです。お送りいただく際は患者名等は伏せた形でお願いいたします。本事業の目的以外には使用いたしません。また今後、本会より、問い合わせをさせていただく場合があります。

※本会 HP メンバーズルーム (<http://www.med.or.jp/mshoku/>)（日本医師会員の ID、パスワードが必要）から情報提供をすることも可能です。